

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【公表番号】特表2005-519558(P2005-519558A)

【公表日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2005-025

【出願番号】特願2003-575461(P2003-575461)

【国際特許分類】

H 01 Q 13/08 (2006.01)

H 01 Q 5/01 (2006.01)

【F I】

H 01 Q 13/08

H 01 Q 5/01

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月24日(2006.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも第1金属化構造部および第2金属化構造部を有する基板を備え、前記第1金属化構造部は共振器領域を形成する少なくとも1つの金属領域を持ち、前記第2金属化構造部は少なくとも1つの共振プリント導体構造部を持っている、マルチバンドマイクロ波アンテナ。

【請求項2】

前記第1および第2金属化構造部がほぼ6面体の基板の互いに反対側の両主面に設けられている、請求項1に記載のマルチバンドマイクロ波アンテナ。

【請求項3】

前記基板が、基準電位にある金属化された底板の上方に配置されている、請求項1に記載のマルチバンドマイクロ波アンテナ。

【請求項4】

前記第1金属化構造部の金属領域内に、前記金属領域をセグメント化する少なくとも1つのスロット構造部が開放状態で形成され、それにより少なくとも2つの共振周波数の励起を可能としている、請求項1に記載のマルチバンドマイクロ波アンテナ。

【請求項5】

前記少なくとも1つのスロット構造部が少なくとも1つの同調スロットを備えている、請求項4に記載のマルチバンドマイクロ波アンテナ。

【請求項6】

少なくとも1つのプリント導体構造部が同調スロットを備えている、請求項1に記載のマルチバンドマイクロ波アンテナ。

【請求項7】

前記第1金属化構造部および第2金属化構造部の少なくとも一方に接続されたフィードピンを介して給電される、請求項1に記載のマルチバンドマイクロ波アンテナ。

【請求項8】

前記第1金属化構造部および第2金属化構造部の少なくとも一方が、前記金属化された底板に固定された短絡ピンに接続されている、請求項1に記載のマルチバンドマイクロ波

アンテナ。

【請求項 9】

請求項 1ないし 8のいずれか 1 項に記載のマルチバンドマイクロ波アンテナを備えた、とくに移動通信装置用のプリント基板。

【請求項 10】

請求項 1ないし 8のいずれか 1 項に記載のマルチバンドマイクロ波アンテナを備えた通信装置。